

平成十三年六月二十九日提出
質問第一三一号

国民資産である年金の会計処理に関する質問主意書

提出者 保坂展人

国民資産である年金の会計処理に関する質問主意書

五月二十五日、衆議院本会議において私は年金制度の改革を述べた。看過し得ない例として「厚生年金を管理運用している厚生保険特別会計の事務費の一部や、同特別会計の業務を担当する社会保険庁職員の共済年金の掛金、これは事業主負担金ですが、ここへ年金加入者の掛金、保険料を一般会計に雑収入や前年度剰余金などの形で投げ込んで流用、充当するということは、もうやめるべきではありませんか。この雑収入や前年度剰余金は、国民の年金掛金が生み出したものではありませんか」と問いました。

坂口力厚生労働大臣は事務費の一部を流用していることを認め「わずかな事務費のために年金の信頼を崩すというようなことがあつてはなりませんので、胸を張って国民の皆さんにお答えのできるように今後検討してまいりたいと思っております」と答弁しました。

これらの点を今後精査し、国民の前に明らかにすることが重要である。
従つて、次の事項について質問する。

一 これまで厚生労働省（旧厚生省）では、どのような整理のもと、どのような原則にのっとり項目間流用を行ってきたのか。また今後、どのように改めるのか、明確に示されたい。

二 「厚生保険特別会計」の「福祉施設事業費」について、同事業費を「業務取扱費」などに使用する場合の原則と手続き、さらには根拠法について明確かつ詳細に示されたい。

この場合、「福祉施設事業費」の各項目ごとに、福祉業務使用比率と他の業務での使用比率を昭和三十六年から今日まで年度別に整理し、あわせて示されたい。

右質問する。